

第三十八回国参議院法務委員会會議録第七号

昭和三十六年三月十六日(木曜日)
午前十時四十一分開会

委員の異動

三月十日委員棚橋小虎君辞任につき、その補欠として赤松常子君を議長に就いて指名した。

出席者は左の通り。

委員長 松村 秀逸君
理事 井川 伊平君
大川 光三君
高田 なほ子君
大谷 肇君

委員

青田源太郎君
大野秀次郎君
後藤 義隆君
赤松 常子君
辻 武壽君

政府委員

法務政務次官 古川 丈吉君
法務省矯正局長 大沢 一郎君
事務局側

常任委員 西村 高兄君
会専門員

本日、の会議に付した案件
○矯正医官修学資金貸与法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松村秀逸君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

この際、委員の異動について御報告いたします。

第三部 法務委員会會議録第七号

昭和三十六年三月十六日【参議院】

三月十日付、棚橋小虎君辞任、赤松常子君選任。
以上であります。

○委員長(松村秀逸君) まず、矯正医官修学資金貸与法案を議題に供します。当局からは大沢矯正局長、大津医療分類課長が出席されており、前回において提案説明がなされておりますが、なお本件に対する逐条説明をお願いいたします。

○政府委員(大沢一郎君) 矯正医官修学資金貸与法案の逐条につきまして御説明を申し上げます。

第一条は、この法律の目的を規定したものでございまして、矯正施設の収容者に対しては、医療の適正な管理が、刑事政策上きわめて重要であり、かつこれを担任する医師たる矯正施設職員を充実に確保する必要性の大きいことにかんがみ、その方法として、医学を専攻する者で、将来矯正施設に勤務しようとする者に対し、修学資金を貸与することを規定したものでござい

ます。第二条は、修学資金を貸与する対象者を規定いたしますとともに、財政法上の国の財産無償貸付法定の原則にのっとり、政府がこれらの者に無利息で貸与する旨の契約を結ぶことができることを規定したものでござい

ます。第三条は、貸与方法について規定したものであります。修学資金は原則として一月ごとに貸与すること及び貸与額については政令で定めることとして

いるのであります。なおこの額は、政令におきまして、学生に対しては四五千五百円、実地修練生に対しては六千円とする予定でございます。

第四条は、初年度に結ばれる修学資金貸与契約の総額が、あらかじめ予算で定める限度額をこえてはならないことを明示した規定でございます。なおこの点につきまして、昭和三十六年度一般会計予算案総則第十五条におきまして、この債務限度額は九百万円となつております。

第五条は、保証人の規定でございます。

第一項は、修学資金の貸与を受けるには、保証人を立てる義務のあることを規定したものでございまして、なお政令におきまして、保証人は二人とし、そのうち一人は原則として父または母であることを要する旨を規定する予定でございます。

第二項は、保証人が被貸与者の連帯債務者となることを明示した規定でございます。

第六条は、貸与契約の解除並びに貸与の休止及び保留の条件を規定したものであります。

第一項は、被貸与者が修学をやめたときなど、かのごとき事由で修学資金貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるに至つた場合、政府が貸与契約を解除する措置をとることを規定したものであります。

第二項は、修学生が休学または停学させられたときは、その期間貸与を

休止することを定めたものであります。

第三項は、修学生が正当の理由がなくして学業成績の提出等を怠りましたときは、貸与を一時保留することができ、これを定めたものでござい

ます。第七條は、公衆衛生修学資金貸与の場合と同じく、貸与金の返還債務を免除する場合を定めたものであります。

その第一項は、被貸与者が実地修練を終了した後に矯正施設の職員となつた上、その日から二年以内に医師となつて、かつ、矯正医官として被貸与期間の二分の三以上在職したとき、または在職期間中公務により死亡し、もしくは公務に起因する心身の故障のため免職されたときは、被貸与者が返還の債務の免除を受けることができることを規定したものであります。

第二項は、前項の免除の条件である在職期間は、月数計算によること及びその計算方法の細目を政令に委任することを定めたものであります。

第八條は、貸与された修学資金の返還債務履行の条件及びその期限を定めた規定であります。すなわち、貸与契約が解除されたとき、被貸与者が実地修練終了後直ちに矯正施設職員となつたとき等修学資金貸与の趣旨が全うされなかつた場合には、被貸与者に修学資金を被貸与期間の二分の一に相当する期間内に返還する義務のあることを定めたものであります。

第九條は、第七條の返還の債務の免除の場合以外に、政府の裁量によつて返還の債務を免除できる場合を定めたものであります。

その第一項は、被貸与者が矯正医官として通算して貸与期間の二分の三に相当する期間以上在職した場合には、返還の債務の全部を免除することができ、これを規定したものであります。

第二項は、被貸与者が矯正医官として通算して三年以上在職した場合に、政令の定めるところによりまして、返還の債務の一部を免除することができ、これを規定したものであります。

なお、政令におきましては、大まかに申し上げます、この免除の金額は在職期間に比例する額とする予定でございます。

第三項は、前二項のほかに、被貸与者が矯正職員として在職中に公務によつて死亡した場合は公務に起因する心身の故障のため免職された場合には、その事情に応じて、政府の裁量により返還の債務の全部または一部を免除することができることを規定したものであります。

第四項は、本条の裁量免除の条件である在職期間の計算につきましては、第七條の免除の条件の場合と同じ方法によることを定めたものであります。

第十條は、修学資金の返還を猶予すること、及び猶予する場合の、国の債権の管理等に關する法律との關係を規定したものであります。

その第一項は、修学資金の返還を猶予することができる場合、被貸与者が矯正医官として在職している場合またはやむを得ない理由により修学資金

昭和十六年三月十六日【参議院】

を返還することが困難であると認める場合としまして、また、猶予できる期間には、その在職する期間または理由が継続する期間であることを規定したものであります。

第二項は、修学資金の返還を猶予する場合には、修学資金貸与制度の趣旨にかんがみまして、担保を提供させ、利息を付させる等の国の債権管理に関する一般の取り扱いにはよらないものとしまして、国の債権管理等に関する法律の特別規定を定めたものとごさいます。

第十二条は、延滞利息の規定でありまして、被貸与者が正当な理由がなくして期日までに修学資金の返還の履行をしない場合には、延滞利子を支払ふ義務のあることを定めて、その割合を日歩四銭と法定したのであります。

第十二条は、修学資金貸与の目的を確保いたしますについては法務省令の定めるところによりまして修学生に毎年定期的な学業成績表の提出及び健康診断の受診を義務づけた規定であります。

第十三条は、法務省令で矯正医官修學資金貸与法の実施に必要な細則を定めることを授權した規定でありまして、なお省令におきましては、貸与の申請手續、貸費生の選考、貸与申請書書の提出期限、貸与資金の送金、借用証書の返還免除の申請手續、返還明細書の返還猶予の申請手續、學業成績表の提出、健康診断、届出の各事項について定める予定でございます。

なお附則の第一項は、施行期日を規定したものでございまして、昭和三十六年度の予算の実施を予想されます昭

和三十六年四月一日から施行するものとしたものでございます。

第二項は他の修学資金、福祉資金等の貸与の場合と同じく貸与に関する証書に關しては印紙税の納付を免除した規定でございます。

以上であります。

○委員長（松村秀逸君）以上をもって
逐条説明は終わりました。

これより質疑を行ないます。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○井川伊平君 私より簡単に質問を試みたいと思います。

本法律案の提案理由によれば、矯正施設における保健医療を担当する医師たる職員の充実強化をはかるために本制度を採用して、その充実強化をはかるといふが、従来の矯正施設における医師の補充ができなかった原因は、いかなるところに起因するか。また将来その原因としての欠陥をどのように是正しようと考えているか、具体的に説明を伺いたいのであります。

○政府委員（大沢一郎君） ただいま御質問のございました矯正医官がきわめて補充が困難であるという点でございます。

ますが、要約いたしますと、まず国家公務員でございます医官の待遇が、一般の民間施設、会社等に勤務するお医者さん等と比較し、また開業医等と比べましてはなほだしい懸隔がございましたのと、また矯正医官の勤務の条件が矯正施設という特殊な環境のもとにございますので、いわゆる勤務中に危険の度が非常に高かったことなどがおありともな原因であろうかと考えておる次第でございます。

この第一の給与の改善につきまして、一般には、国家公務員といたしまして、一般

職の職員の給与に關する法律によりまして統一規制をされておりますので、その制約を免れることはできないのでございますが、特に勤労条件が特殊なものである場合に認められております

る俸給の調整率の改善あるいはまた謝金、旅費、消耗器具等の医官研究費の増額等による実質的な給与を増額するという方法を講じつつあるわけでございます。矯正施設に勤務いたします矯正医官につきましては、現在俸給の十六分の調整を認められるようになったわけでございます。なおまた、謝金等

力というものを増大いたしました。そうして今後この法案と相待ちまして、その充実に欠くところのないようにに努力いたしたいと、かように存する次第でございます。

○井川伊平君　ただいま御説明があります。またした矯正医官の執務中といいますが、勤務中と申しましたか、危険度が一般よりも高いと言われましたが、どういふ内容でありますか、一つそれを御説明願いたいと思います。

○政府委員(大沢一郎君) まあ普通の
お医者様でございますと、みずからの手
病気を訴えて参りまして、医師の指示
によく従うわけでございます。別に診
断中に危険とかいわけゆる医療上の放射
線とかあるいはまた外科等の障害は別
でございますが、いわけゆる患者さん
との間におきましては何ら危険がなく
むしろ信頼される、なやまれる立場に

あるわけでありませう。ところが、刑務所、少年院等におきます対象者は、いわゆる受刑者あるいは犯罪少年でございまして、特に刑務所におきましては受刑者は作業を課せられるわけでございます。ところが、やはり犯罪者の

通弊と申しますが、通性と申しますか、いわゆる怠惰な者が多いのであります。何か体の故障を訴えてはその作業を免除される。また病室に収容されますと、特殊な栄養食等の給与もございしますので、よく仮病と申しますが、非常に誇大に病状を告げまして、そうして休養を取ろうとするような悪い者も相当あるわけでございます。

そこで、看守におなかが痛い、頭が痛いというような申告がございしますと、夜間におきましても直ちに医師が診断するわけですが、医師としまし

て、さういふ場合には、お前は頭が痛いのはうそだ、仮病だ、こういふことではだめだから働け。そういふ本人らの病気の主張を拒否しますと、暴行あるいは罵言雑言を吐くようなものがきわめて多いのであります。あるときには突き飛ばされる。食つてかかるといふような、非常にいやな危険な思ひをする場合が多いのであります。しかし、それを医者がおそれまして、本人の言うがままにいたしますと、怠惰な風がみななびまじりまして刑務所全体の管理ができないうといふようなことで、相当の勇氣を要するのでございます。さういふ例が非常に多いのであります。普通の患者さんと違ひまして、自分が案をしようと思つて仮病を訴えてきて、それに応じないといふ暴行に及ぶといふような危険がたびたび発生しております。

○井川伊平君　本法律案は、公衆衛生修学資金貸与法の内容とはほとんど同一といつてもよいようでございますが、同法に所要の改正を加えて矯正医官を獲得しようとするればできるのではないかと。特に本法を作らなければならぬ理由、これを一つ承ります。

○政府委員(大沢一郎君)　ただいま御指摘の点は、まことにごもっともな点でございますまして、立法技術といたしましては、その方法は可能であるかと思はれるのでございます。しかしながら、以下申しますような理由で、別の法典といたしたわけでございます。その第一は、法律の目的の点でございますまして、公衆衛生行政とは異なる法務行政の中での矯正医療の充実を期すること、とを目的とする法律でありますこと、つまり換言いたしますと、異なる行

○政府委員(大沢一郎君) せっかく国の資金の貸与を受けながら、学校卒業と同時に他の職場に転ずるというより、例は非常に多いのでございまして、厚生省所管の公衆衛生修学生におきましても約半分が他に転じておるわけでございます。しかしながら、わ

りまして、その根本的な目的を失うおそれがあるかと考えられますので、この違約金制度をとらなかつた次第でございます。申すまでもなく、修学生が他の職場に転じました場合には、直ちに貸与金を返還する義務が発生いたします、かつ延滞しましたような場合に

するということでございまして、特別な教育ということは実施いたしません。

○井川伊平君　ただいまの申されました実務につきまして、夏休みのあるとか、あるいはそのほか毎月お金を借りますことについて本人が来た場

ましては月額六千円を目標にいたしまして要求をいたしたわけでございますが、査定を受けまして、現在予算上認められております公衆衛生修学生の貸与金と同額の、医学生については四千五百円という査定を受けたわけでございまして、われわれといたしまして

り、また危険であるというよりな点で、保健所等のお医者さんの方に行きたがるのじゃないか、まことにその通りでございまして、この点につきましても、われわれは次のようなことを考えておるわけでございます。

ます給与の点でございますが、矯正施設に勤務いたします職員は、特別の調整額を受けることになっておりまして、この矯正医官につきましても、その職責の複雑、困難性、あるいは勤務の度合い、勤務環境、勤務条件によりまして、特に一六〇の調整額の加給を認められておりますので、この点で一つ、厚生関係よりも給与の面で優遇しておるわけでございます。

次に、矯正医官につきましては、施設に勤務いたします関係上、全員無料宿舎を貸与する計画で、現に医務関係のお医者さんはすべて無料宿舎に入っておりますのでございます。

それから矯正医官の勤務する施設は、少年院等の一部を除きまして、矯正管区、あるいは拘留所、刑務所、あるいは少年鑑別所というふうに、いずれも県庁所在地の大都市にございまして、大学の医学部あるいは大病院との連絡がございまして、お医者さんとしての医学の研究という点に、なるべく便宜を与えていきたい、かように考えております。

また、保健所等のお医者さんでは、一般保健行政事務のみでございまして、直接患者の診療等が少ないのでございまして、しかし矯正関係の医官につきましては、臨床的な仕事が多々ございまして、身体医学、あるいはまた精神医学はもとより、矯正施設の根幹というべき矯正医学の研究に従事してもらいまして、刑事政策の一環たる矯正医学という面の研究に興味を持ってもらえれば、仕事に情熱を入れていただけるという点も考えております。今申し上げましたように、待遇の面では勤務場所とか、条件等の悪い点を

調整額で補いまして、なおまた、その仕事の面で興味を持っていただけないという面では、矯正関係に就職してもらいように勧奨していきたい、かように存する次第でございます。

なお最後に御示唆がございました海外留学等の問題でございますが、先ほど申し上げました矯正医学会では、昨年度アメリカの矯正医学会と合同医学会を開催いたしましたので、来年度におきましては、おそらくアメリカその他の外国において医学会が開かれるかと存じます。さような機会に代表を派遣いたしたいと考えておりますし、また、今まで法務省の海外旅費、あるいは科学振興関係の援助金等で年に一人、二人の者を海外に出しております。今後これらを活発に行ないまして、そうして矯正医学に対する情熱によって、矯正関係にかようなお医者さんが多数来ていただくように今後とも努力いたしたいと存する次第でございます。

なお債務免除の条件緩和は、われわれといたしましては法務省の問題だけではなくございまして、今後厚生省とも協議いたしまして、連絡をとりながらこの貸与金の条件の有利化に努力いたしたい、かように存じております。

○井川伊平君 大学院へ、あるいは海外へ留学、そういうことをさせるというところは、それはその人たちの優遇するとか、待遇するとかいうような観点ではなしに、矯正医学の面からいって、普通の医学学校を出ただけでは十分でないと思われる点があつて、どうしてもそういう方々にさらに進んで大学院、あるいは海外の留学、そういうことをさせる必要、こういうことがあ

るかどうかに一つお伺いいたしておきます。

○政府委員(大沢一郎君) ただいま御指摘のございました日本の矯正医学の発展のために外国との交流ということ、きわめて重要なことでございまして、単に優遇の面のみならず、そのようないわが国の矯正医学の発展のために、非常に必要なことと考えておる次第でございます。

○井川伊平君 矯正医官の定員が充足された場合を想像いたしますと、本法はどうなつていくのであるかお伺いいたします。

○政府委員(大沢一郎君) 本制度の実施によりまして、毎年十名ずつ医官の補充が確保されるということになつておるわけでございます。昭和三十一年度以後の実績によりまして、お医者さんの退職者が一カ年平均七十名の多きに達しておるのでございます。現在におきますお医者さんの勤務状況、勤務条件におきましては、この年間の退職者数の減少というところは、ちよつと期待できないような状況でございます。特に昭和三十五年十月一日現在におきます矯正医官の年令を見ますと、五十五才以上の医官が三十七名となつておりまして、大体六十才で法務省矯正関係は停年ではございせんが、勇退されるような慣習になつておりますので、本制度を実施いたしたとしても、近い将来に定員を超過するということとは考えられないのでございまして、しかし、かりに非常にこの制度が成績を上げて、また矯正医官の退職者がなくて、定員過剰というようないことが考慮を要するといふ場合になりますれば、学生の採用数によりまして

調整をとつていきたい、かように考えております。

○井川伊平君 関連事項として一つお伺いしたいと思ひます。わが国の憲法が実施されてすでに十三年の歳月を経過して現在、監獄法改正作業は遅延として進行しないようでありまして、被収容者の基本的な人権保護に十分でない同法が、すみやかに改正されるべきものであると思ひけれども、その参つておられようであります。その作業の進行状況はどうなつておりますか。将来の見通しを通じましてお伺いを申しておきます。

○政府委員(大沢一郎君) 日本国憲法の施行に伴ひまして、刑事法制が改正を見たわけでございまして、その一環といたしまして、戦後いち早く昭和十二年に監獄法の改正の作業が法務省において企図せられたのでございまして、当時の占領軍当局の示唆もございまして、特に今直ちに監獄法の改正を要すべき点はないというような立場から、改正の作業が一時中断した次第でございまして、特に監獄法はいわゆる行政法でございまして、運用によつて十分まかなえる、新憲法下におきましても運用いかによつてはまかなえるというよりな建前から、直ちに法の改正まで必要なしというような意見もございまして、一時中断したわけでございまして、御承知のように現行監獄法は明治四十一年制定の非常に古い法律でございまして、表現形式等におきましても、必ずしも適正とは申しがたく、また特に第二次世界大戦後におきます矯正思潮及び矯正技術のめざましい発展と、戦後におきます憲法、刑事訴訟法等の改正に相応した根本的

改正の要望がありましたほか、刑法改正の気運もございまして、監獄法も新たな構想のもとに全面改正の検討に乗り出しまして、昭和二十八年矯正局におきまして改正の準備に着手しておるのでございます。そうして昭和二十九年にこの準備作業に専念する矯正法規案を矯正局に置きまして、各国の立法例また省内関係者の意見、全国刑務所長等の意見等も総合いたしまして、昭和三十三年七月に一応監獄法改正要綱草案なるものを作成いたした次第でございます。ところが、なお十分な検討を加える必要があるということになりまして、昭和三十三年末に監獄法の改正を担当する特別顧問が法務省に置かれまして、そうして海外における矯正施設の詳細な実情の視察等をしていただきましてその結果等にかんがみまして、さらに新たな構想で立て直すということになりました。昭和三十三年度末から省内関係部局、検察庁矯正施設の関係者等を委員とする監獄法改正準備会を設けまして審議を続けておる次第でございます。ただいままでに四十八回の会議を経まして、通則の基本的事項の審議を終えまして、今後未決拘禁と行刑上特に問題となる事項につきまして検討を加えつつある状況で、この審議会におきます審議の結果に基づきまして改正案を作りまして、さらに法制審議会等への諮問を経て国会に提出するといふ段取りになるわけでございまして、まだ現在の状況では、相当の日時を要するのじやないか、かように考えておる次第でございます。鋭意努力いたしまして、できる限りすみやかに法案の作成を終わりたいと考えてはおりますが、何分にも先

ほど申しましたように、今直ちに改正しなければ困るというような条章がございませんで、やはり改正の方向が、全面的に見直すというような、新しい矯正思潮を持ったものにしようというふうな欲も手伝いまして、非常に審議が熱心でありますだけに長引いているわけでございます。

大体以上のような経過で、われわれといたしまして、なるべく早く成案を得たいと努力している次第でございます。

○井川伊平君 最後に、やはり関連いたしまして、一つだけ伺いたいんですが、現在の監獄法のもとに建てられておる刑務所を見ますと、北海道の寒いあいう方面を見ますと、冬は零下二十度とか二十何度ということになる。それで手足がしもやけになっておる者が非常に多い。中には、まだ未決のままで犯罪が成立するかもしれないものもある。そういうものが手足がしもやけになって苦しめばならぬというふうなことは、未決の者ならばなおさらであり、既決の者でございしても、それは刑罰の範囲外であると思いが、そういうことが公然と許されておる現在の監獄法で、それでいいとか、ゆっくりでいいとか、急いで調べる必要はないとかいうような観念が出てくることは、私にはふに落ちませんが、一体あなたはそのような北海道のような所で、そういうような事実のあることを認めるかどうか。認めるとすれば、そういうことはうっちゃっておいでいいという御意見を承りますか。その点についての御意見を承りますか。

○政府委員(大沢一郎君) ただいま御指摘の寒冷地におきます刑務所の暖

房の問題でございますが、われわれとしましては、こういうものは放置すべきでないと考えております。しかし、これは直ちに法律を改正いたしませんとも、われわれの行政上の処置で十分まかなえることなんでございます。われわれといたしましては、この暖房費の予算要求というものは毎年いたしておるわけでございまして、内務を申しますと、ある程度予算を超過して暖房費を使いまして、年度末に大蔵省にお願ひしまして予算の流用を認めてもらっておるような状況でございます。現在われわれといたしまして、この行政上の運用におきまして、一刻も早くかような状況を脱却したいと考えておるわけでございまして、とりあえず現在の進行中の計画は、各病室内に、たとえ低い温度であっても夜間も暖房を通そうという計画で、現在札幌刑務所の医務室——医務病舎におきましては暖房施設を設置しているわけでございします。なお各病房におきまして、これはきわめて暖房も度が低いので、一棟に二つぐらいしかストーブが入っていないというふうな状況でございます。これはむしろ予算の面の解決が急務ではなからうかと考えておりまして、毎年この点の要求をいたしてございまして、三十六年度におきましては、その燃料費に相当の増額を認めてもらっておるようなわけでございします。われわれといたしましては、かような運用上の面は法律の改正を待たずとも、十分われわれの行政の責任においてなすべきことと考えております。この点につきましては、われわれとして至らぬ点はまことに申しわけない次第でございます。まして、逐次改善する努力も固め

ております。また、少しずつではございますが、改善の緒についておると考えておる次第でございます。

○委員長(松村秀逸君) ほかに御質問ございませんか。

○赤松常子君 二、三お尋ねいたしたいと思ひます。私は、かねてこういう矯正医官及びこういう所に入っている方へ対処していく、お世話をしていく人には、特に少年院とか少年鑑別所または婦人補導院などには、婦人の職員を多く使つてほしいということをしばしば申しているわけなんです。ですから、この採用法ももちろん男女平等で、女医さんの採用、登用も考えていらつしやるわけでしょね、区別なく。

○政府委員(大沢一郎君) もちろん男女の区別は設けておりません。女医さんにも大いに矯正医官にお入りになるように期待しておるわけでございします。

○赤松常子君 先ほど井川委員が繰り返しておつたのでございしますけれども、この矯正医官の資格と申しますか、もちろん医師の面も十分身につけていたかといふことも大事でございしますけれども、相手が特殊の人でございしますから、どうしても人間的にりっぱなものを持つていたかといふことが、より大事じゃないかと思ひます。そういう問題をどういふふうにしてお教えになるか、どういふふうにしてそういう面を特に強く身につけていただくかといふことが、これにはないものでありますけれども、先ほどお聞きになった中では、ただ話し合ふとか、たまたま会ふときに矯正事業の重要性を認識してもらふという程度でとおつしやつておりますが、私、もっと

ここにはほんとうに力を入れて教えるとか、指導するとか、認識してもらふということが矯正医官のより大事な資格ではないかと思ひます。その点、今御説明を聞いていますと、非常に物足りない、不十分だと私感するのでございまして、もう少しお考えがあらうか、もう少しお尋ねしたいと思います。

○政府委員(大沢一郎君) 本法はそこまでの人格者といふことの要請は考えておらないわけでございしますが、現在法務省におきまして、新たに矯正関係の医官になられた方につきましては、中央矯正研究所が東京にありまして、その研究所にお入り願ひしまして、矯正医学の実地、またさうな受刑者もしくは収容少年の処遇方法等につきまして研修を行ないます。そうして実地と過去の経験その他につきましての技術の指導を行ないまして、各地に歸つてもらふという研修制度をとつておるわけでございします。

○赤松常子君 それにやはり加えて研修してもらふことを考えていらつしやいますか。

○政府委員(大沢一郎君) 新任されますると、直ちに研究所に入つていただくことにしておるわけであります。

○赤松常子君 先ほど一年の退職者が七十名とおつしやいましたが、これは停年退職の方と、何か理由があつての退職者と合計の数でございしますか。

○政府委員(大沢一郎君) すべての退職者を含めてでございます。むしろ矯正医学に情熱を持っておられる方は、現在六十才以上でも、われわれとしま

しては勤務していただいておりますのでございします。

○赤松常子君 私のお尋ねしたいのは、停年であれば、これはやむなく退職しなければなりませんけれども、この割合が、停年以外の方が多いいところ、問題があるのではないかとお尋ねです。

○政府委員(大沢一郎君) 御指摘の通りに、停年以外で、他の職場に転ずる方が非常に多いのでございします。むしろ停年になるような方は、長くお勤めになっておりました、非常に情熱を持ってこの仕事に当たつていただきまして、われわれとしましては引き続いて勤務してもらふことがよいのでございしますが、途中でやめる方が非常に多いという状況でございます。

○赤松常子君 それは、やはり待遇の問題というお答えだろうと思ひますが、私せつかくお尋ねになつた方がおやめになるのは、ほんとうに惜しいように思ひます。そういう面での給与の引き上げといふことも十分お考えいただきたいと思ひます。そうして、七十名おやめになつて、そうしてこれで十名の確保ができるということでございますけれども、これは一年度の計画が十名の確保であつて、これではもう六十名不足して、私、大へんここに問題が起きるのではないかと思ひますが、なぜたつた十名の確保にとどまつたのでございしますか。

○政府委員(大沢一郎君) 実はこれは一助としてやつておるというわけでございまして、今まで通り各大臣あるいはまた教師の方等にお願ひしまして、集めていただく一助として、これのみではとうてい全部を充足するわけに参

りませんので、一助として考えたわけ
で、今まで通り大学なりその他にお願
いしましてこちらへ来ていただくよう
にするつもりでございます。

○赤松常子君 その方法でこの六十名
の空席というものがまかなえるお見通
しでございますか。

○政府委員(大沢一郎君) 直ちに現在
の欠員が埋まることは考えておりません
が、今までの同様の努力を払い、順次
充足していくという考えのもとに進
んでいくわけでございます。

○赤松常子君 先ほどの、研究費一万
数千円というのを、もつと詳しくおつ
しゃって下さいませ。

○政府委員(大沢一郎君) 医官の研究
費は、刑務所、鑑別所等を通じてま
して、平均一人一万三千八百円になつ
ております。これは片費が一萬二百六十
円、謝金が五百四十円、旅費三千円と
いう内訳でございます。

○赤松常子君 それは一年でございま
すか。

○政府委員(大沢一郎君) 年間でござ
います。

○赤松常子君 何ができるのでござい
ましょうね。大へん私寒々といたしま
した。

○政府委員(大沢一郎君) 自衛隊の技
術職員と公衆衛生修学生の募集状況
は、今、こまかい年間の数字を持って
おりませんが、大体厚生省の公衆衛生
修学生の志願状況は、多いときには三

七三%の希望者がございます。少ないと
きで一三%、平均一六九%の志願者
があるわけでございます。また防衛庁の
自衛隊の貸費学生につきましては、平
均一四二%の希望者でございまして、
大体確保はできると考えております。
なお、それらの者が卒業しまして、歩
どまりの問題でございまして、公衆衛
生修学資金の貸与を受けた者の歩どま
り状況は、就職いたします者の歩どま
りが大体五〇%、半分でございます。
さような状況になっておりまして、自
衛隊でも、ほぼ同じような数字になつ
ております。

○赤松常子君 第五条の保証人でござ
います。先ほど御説明のときは、二
人保証人が要つて、一人は父か母かと
いうことをおっしゃいましたが、父も
母もない場合の処置は、その地方の県
知事かどなたかという便法もあるのだ
しょうか。

○政府委員(大沢一郎君) 父母ともに
ない場合は、親族ということにいたし
たいと考えてございます。

○赤松常子君 もう一つ。大学生で四
千五百円、ところが今こちらからいた
だいたこの資料を拝見いたしますと、
九千円から一万円、授業料だけで一万
五千円要るわけでございまして、これ
は年間ですか。……そうするとこの四
千五百円、六千円というのは月額貸与
するわけですか。

○政府委員(大沢一郎君) ただいまの
大体授業料が月額一千円程度でござい
まして、四千五百円は月額でございま
す。

○大川光三君 ちょっと関連して。た
だいまの保証人の点ですね、先ほど父
母の中のどれか一人ということの御説

明があつたのです。今、赤松委員の御
質問に対して、父母ともにないときに
は親族をもつて充てる、こういう御意
向ですけれども、この法律の精神から
いへば、その二親がないからいけない
とか、あるいは必ずしも親族でなけれ
ば保証できぬというように窮屈にして
おくことはどうかと思うので、たとえ
親族でなくとも、相当な人がこれを保
証するといふ点にまで弾力性を持たす
必要があると思ひますが、いかがです
か。

○政府委員(大沢一郎君) ただいま保
証人が父または母であるということ
は、これはお金を借ります場合、まだ
部屋住みの書生でございまして、お
父さんお母さんの許可を得てもらうと
いう意味で、できる限り父母とした
らぬといふ政令をおく考えはございま
せん。

○大川光三君 ちょっとこの機会に
二、三事務的なことを伺ひますが、大
学を卒業して、実地修練中のものでは
な、これはこの条文で見ますと、「医
師法第十一条に規定する実地修練を行
なつてゐる者」ということになっている
が、十一條には実地修練というの
は「二年以上」と書いてあつて、はつき
りしないのですが、これは事務的に
ちよつとお伺ひしたい、何年間になる
のですか。

○政府委員(大沢一郎君) これは厚生
省所管の問題でございまして、一年以
上インターン、いわゆる修習をやれ
ば、医者の国家試験が受けられる。そ
こで一年さえ経ちますれば、直ちに国家
試験が受けられるわけでありまして、わ
れわれといたしましては、最短の一年

につきました貸与資金を貸与しよう、
こういう考え方でございまして。
○大川光三君 それに関連して、イン
ターンを終つて国家試験を受けてい
る、ところが、たまたま一年も二年も
国家試験に合格せぬというような場合
には、最後の返還の猶予期間に勘案さ
れる余地はあるのでございませうか。

○政府委員(大沢一郎君) 大体学校を
卒業いたしましたのが三月でございま
して、採用が四月になるわけでありま
す。しかし国家試験は毎年六月に行な
われているわけでございまして、その間
いたしましては医者がない技官としま
して、法務省に採用しまして、そして
お医者さんになつて、免除期間が始ま
るといふ考え方をしているわけでござ
います。そこで、もしも一年国家試験
が取れなかつたという場合には、二
年以内にお医者さんになつてもらえ
ば、この特典があるわけでございま
す。一回落第しまして、この免除の
規定は生きてくるわけでございませ
う。そして矯正の職員になりますと、猶予
の規定が動きますので、つまり直ちに
職員になつてもらつて、そして二年以
内に国家試験を通過すれば、この免除とい
う規定が発動するわけでございませう。

○大川光三君 大体よく事情はわかり
ましたが、この条文の中で、矯正職員
であつて医師にならない者というよう
な条文がありますが、これは、今お話
のインターンを終つたけれども試験
には受からない、しかしその間矯正
職員として採用する、こういうことを
やはり予定されていることになるので
しょうか。

○政府委員(大沢一郎君) 御質疑の通
りでございまして。
○大川光三君 それからいま一つ。こ
れは法務省関係になります。第十三
条で、「この法律の実施のための手続
その他その執行について必要な細則
は、法務省令で定める。」こうありま
すが、一体、貸与金の返還について、こ
れは強制力を持たすのですか、どうで
すか。

○政府委員(大沢一郎君) これは、他
の、国の債権と同じで、直ちに法務
省令は持たないと思ひます。やはり一
般の債権と同じで、強制力を持つため
には訴訟その他の法廷の手続が必要と
考えております。

○大川光三君 その点であります。が、
これは他の奨学資金なんかを見てみま
しても、ずいぶん返還の済んでない分
があります。そういう場合に、ただ
いまお話のような訴訟を起こしてまで
債務名義をとつて取り立てをする、こ
ういふ先例はあるのでございませうか。

○政府委員(大沢一郎君) 竊聞で詳細
なことは存じませんが、厚生省関係の
話を伺ひますと、お医者さんになつて
よそへ行くというような場合は、非常
な好条件で転職される場合が多くて、
特に会社の病院等に移られるような場
合には、この返還金は期間を待たずに
一時に納付されているような状況だそ
うでございまして、厚生省関係では、
返還金の取り立てに困つたというよう
なことは聞いていないわけでございま
す。

○高田なほ子君 この法律は大へんい
い法律で、明るい見通しを持つような
気持でおります。いつごろからこの法
律を出そうというふうに準備をせられ

第三部 法務委員会會議録第七号

昭和三十六年三月十六日【参議院】

範圍を広げ得るかどうが、少し研究し

つの内容を打っていただきますから、説明して下さい。

七

これは一つ、現在の保健衛生の法の建前から、義侠心だけでこれは解決できない問題じゃないでしょうか。ある意味で、やはり基本的人権に関する問題のように思いますが、これを今やめるといふことはできませんか、わき道にそれる質問ですけれども。

○政府委員(大沢一郎君) 現在、これは監獄法の改正いかんにかかわらず、この医療施設は医療関係の法規に従ったものにする義務があると考えられるわけでごさいます。それによりまして予算要求をしておるわけでごさいます。なかなか大蔵省の方がうまくいきませんので、非常に不自由な状態にあるわけでごさいます。特に、今の伝染病等の看護の問題でございまして、看守等で看護人の資格を持った者、これは研修等もいたしまして、資格を持った者がおりますので、かような危険な看護は、努めてそれに当たらしておるわけでごさいます。まことに人手の足りない場合に、今御指摘のようなことも決して皆無じやございませんので、われわれとしては、早急に医療関係の法規に従った人員の確保ということに努力すべきである。かように考えて、今後も努力を続けていきたいと思っております。

○高田なほ子君 私、今の刑務所を見ましたときに、やはり伝染病の看護の問題は、かなり議論のあるところだと見てきました。結核病等でもやはりそうだと思います。こういうものには、幾ら金を出してやつても選挙には影響しませんから、議員がこういうものを力説しても手もないことだという考え方が政界にあるということでは、やはり私は非常に悲しいことなんです。そうじゃなくして、拘禁されておるだけで、その人はそれだけの償いをさせられておるのだから、その人を、人手がないからといって、伝染病に回したり、それから結核の看護に回してやるということは、これは人権じゅうりんのような気がするのです。人手が足りないのだからやむを得ないといえはそれまでもかまされませんけれども、人間はいつあやまちを犯さないという保証はないのですから、拘禁されておる者の人権というものについても、ほんとうに考えてやらなければならぬので、または、これは法務省の方ばかり責めてもしようがない問題ですから、幸い予算委員会も開かれておりますので、大蔵省あたりにも、私の方からいろいろお話をしまして、こういうことのないように、お互いにめんどろを見られるようにしたいと思っております。

○赤松常子君 関連して。そういう場合に、お手当はわずかでも出るのですか、その危険になる仕事に対して。○政府委員(大沢一郎君) 作業賞与金の制度がございまして、さような場合には、いろいろ本人の累進処遇の階級、あるいは仕事の内容、危険度等に應じまして、各階級がございまして、それに應じまして賞与金が出るわけでごさいます。

○高田なほ子君 さらに、この法律の精神を拡大する一つの方向としては、少年院の保護收容の目的は、少年院法によつて若干刑務所とは内容が違つてきていると思うのです。そういうこと

であるならば、将来矯正ということが教育という方面にも拡大されなければならぬ、こんなふうに考えますが、医官の貸与法案が、さらに少年院に收容される者の矯正教育、こういう方面にも拡大されていくべきではないか、この考え方には、この法律の立案途上にも御研究になった問題ではないかと思ひますが、お話しただければ大へんしあわせします。

○政府委員(大沢一郎君) この現在の法律では、医官だけを目標にしているわけでごさいます。少年院の教官等になりますと、やはり学校の先生の問題もございまして、あまりに広い問題になるのではなからうか、特に矯正だけの教官ということになりますと、これだけにということも不可能じゃないか、とりあえず今考えておりますのは、これは医官だけでございまして、この医官は刑務所、少年院、婦人補導院、鑑別所を問わずに、すべての医官ということでごさいます。

○高田なほ子君 これは私の希望です。少年院の教育指導という面について、たびたび私も国会から派遣されて、実際を見聞してきています。普通、普通の学校に勤務するよりははるかに条件が悪い。そういう条件の中で、この少年たちのいろいろの面での教育に当たるといふことは、私は容易ならざる困難な事業だと思ひますが、あそこに勤めている先生方に聞いてみると、それに打ち込むためにきています。また、あんないやな所で、そういうものなければ勤まりませんよ。こういうような方には、やはり私は特殊なそ

う目的を持っている方が献身的にこれをやろうとして資格を身につけようとなさる場合があるだろうと思ひます。こういう者に対しては、当然やはり医官に対する補助だけではなくて、少年院法の目的とする教育を主にする矯正というよりなことであれば、この法律はさらにその方にも拡大していくといふことが私は筋道じゃないかと思うのです。現在予算の関係もあるから、にわかにそれはできないと思ひますけれども、どうしてもやはり少年院の收容の目的から考えても、一度はこういう問題も研究してみよう価値はあるんじゃないだろうか。初めからいきなり、とにかく職いの方が勝ちです。今の政治では、予算でも職いの方がよいぶんどれるのですから、やはり価値のある問題については研究をなさつてみる必要があるんじゃないか。この法律が出たのをきつかけとしてお考えいただくことがいいんじゃないか、こういう意味での質問です。してないといふきめつけではないのです。こういうふうにしたならばどうか、こういう私の質問なんです。

○政府委員(大沢一郎君) 現在少年院教官のみならず、特に少年関係の職員は、その仕事に情熱を感じてお入りになる方が非常に多いのでございまして、われわれとしては、できるだけその人たちに報いたいといふ考えておるわけでごさいます。その方法として、ただいま御指摘の修学資金の貸与等一つの方法であらうと思ひます。また、さような人たちの少年非行に対する研究の資金、あるいはまた給与の改善という点、あらゆる面につ

いて考える必要があらうかと思ひます。ただいまの御意見につきまして、一つ慎重にわれわれも取り組んで、真剣に考えてみたいと思ひます。

○高田なほ子君 矯正医官がこれでもってだんだん充足されていくことに、重ねて私は明るい希望を持ちますが、少年院の在院者のいろいろの病気を調べたものがございまして、関連しまして、病気の種類の中で特に「精神状況」といふのが問題にされてい

じやないかと思ひます。資料をちょうだいすると、少年院に在院している者の数は八千六百五十六名、その中に正常であると思われる者は三百九十八名しかおられない。その他は準正常、これが六千四百四十八名、精神障害と銘打つたものが二千七百七名、つまり正常な者は全收容者の四・六%である。あとの正常ならざる者、準正常、そういうものがもう七・一%ということで、精神異常とまではいかなくても、正常ならざる者の数が圧倒的に多いございまして、これは私以前から気にしている問題なんです。矯正医官の内容は、いろいろ資料をいただきますと、あるようでごさいます。なかんづくこの少年院の精神正常ならざる者があまりにも多過ぎることに對して、単に入れ墨を消すとか、トラホームをなおすとかいうのじゃなくて、これは少年院の收容者に対する矯正の面については、特殊な問題としてこれは再検討しなければならぬ内容を持っています。のじやないか。それと今度のこの矯正医官の修学資金といふものは、かなり深い関連を持ちながら運営を考へていく必要があるのではないか、こういう気がしま

す。

す。こういう点については何か御研究
におなりになられましたでしょうか。

○政府委員(大沢一郎君) 少年院の在
院者の精神状況の通常でないという点
は、御指摘の通りでございます。わ
れわれとしては、特にこれらのう
ちの特殊処分というものを考えてお
るわけでございます。精神障害のうちの
二五％、このうちの強度の者につきま
しては、特殊の医療少年院に収容しま
して、特殊な治療を施しております。
そうでない軽度の者につきましては、
また少年院を指定しまして、その指定
の少年院で特別な指導教育を行なっ
ておるわけでございます。さような意味
で治療行為の面につきましては、相当数
の精神科のお医者さんが必要でござい
ます。これらの者も必要でございま
す。本法の運用によりまして早急に
いたしたいということを考えておるわ
けでございます。

なお、その他の精神の薄弱者また普
通以下の者につきましては、少年院の
教官には、相当数の心理の専門家を
入れておまして、それらの人々とお医
者さんとの共同研究によりまして、新
しい、また正しい適切な指導方法を現
に研究もし、また実施しておるわけ
でございます。

○高田なほ子君 今度は直接この法律
の問題に触れてお尋ねしますが、さ
き貸与の金額の中で、四千五百円と六
千円と二通り説明をされましたが、四
千五百円と六千円というものは、もう少
し詳しく説明をしていただかないとい
われないのですけれども、それはどう
いうので四千五百円、六千円という区
別が出てきたのですか。

○政府委員(大沢一郎君) 本法で貸与
いたしました金額は、在学生につきま
しては四千五百円、インターンの学生に
つきましては月額六千円。われわれの
予算要求いたしましたのは、この在学
生につきましては六千円。インターン
につきましては九千円の要求をしたわ
けでございます。その要求六千円の内
訳としましてわれわれが考えましたの
は、月謝その他の校友会費等、月謝
は大体官公立で月額一千円平均であ
ります。それと校友会費と合わせまして
二千円。図書購入費に二千円。実験
の器具費等に二千円。消耗品費で一
千円。合計六千円を貸与したいという
ので要求したわけでございますが、こ
れが四千五百円の査定を受けたわけで
ございます。それからインターンにつ
きましては九千円を要求いたしました
が、その内訳は図書購入費が四千円、
実験実習器具費が二千五百円、消耗
品費が千五百円、研究等の交通費が千
円、計九千円の要求をしたわけで
ございますが、これが六千円の査定を
受けたわけでございます。

○高田なほ子君 どうですか、見通し
としては志願者と採用者ということ
になってくると思いますが、今度初めて
これを実施することになります。今
から各大学あたりに募集をされてお
るわけですか。

○政府委員(大沢一郎君) 正式には本
法が成立してから公告、張り紙——掲
示板に張り紙したつもりであります
が、事実上は大学理事長がお医者さん
でございまして、各大学に相当友人も
おられますし、そこで各大学の教室に
は内々お願いはしておるわけでござい
ます。正式の募集は本法が通りましたか

ら、すぐ各管区を通じまして各大学に
掲示をし、また施設の現在職員である
お医者さんが出身校の教室に御連絡い
たしまして募集いたす予定にいたして
おります。

○高田なほ子君 資料をちょうだい
いたしますと、厚生省の公衆衛生修学生
の志願者と採用者の数が出ております
が、三十二年度は志願者が厚生省の場
合は二百七十五名、三十三年度はそれ
よりも減つちやつて二百十三名、三十
四年度になるとまた減つちやつて八十
八名、三十五年度は若干ふえて百十一
名、こういうふうに志願者の数が減つ
てくる傾向にあります。採用者もこれ
に比例するといふよりもむしろずっと
減つてきております。それから自衛隊
の方も応募学生の志願者の数は三十年
度が二百四十六名と非常に多い。三十
一年度が百八十三名、三十二年度が百
五十九名、三十三年度が百五十三、三十五
年百五十六といふふうに、やはりずつ
と減つてきております。採用者もこ
れと同じような形で減つてきておりま
す。厚生省の方を例にとりますと、昭
和三十四年度の志願者が八十八名で採
用者が三十三名、三十五年が志願者が
百十一名で七十三名といふふうになっ
ておりますが、これはせつかく志願を
している者を何らかの形でふるって
いけるものでしょうけれども、少しく過
ぎるのじゃないでしょうか。採用者を決
定する基準というものが若干きつ過ぎ
るのではないかな。なかなか一番社会
の中のいやな所で最もいやな仕事をす
るこの矯正医官の志願者と採用者の間
題については、やはりワケを広げて考
えないといふとよくないのじゃないかとい

う気がするのです。さればといって、
まさか大学のインターンをやっている
くらいの人にはそう悪い人があるとい
ふふうにも考えられませんか。特殊
な者を除いて、できれば大幅な採用を
してあげないと、来年度の予算を取る
ときに、これきり採用者がなかったと
いうことじゃ困るのですから、今度は
法律のでき方が少しおそかつたので、
大学の就職あるいは卒業、在学者と、
いろいろ関係があつて条件が悪いかも
しれません。特にこの採用者のワケ
というものは狭めていかなければい
けないかといふ感じがしますけれど
も、これはどうです。見通しですけれ
ども……。

○政府委員(大沢一郎君) 厚生省の初
年度の二百四十二名、次年度から五十
七名、三十四年度が三十三名、三十五
年度七十三名となつておりますのは、
初年度は——われわれの方でも初年度
は五十名の予定でございまして。来年度
は十名になつてくるわけでございま
す。いまの五十名は各学年十名ずつ、
一年生から四年生まで十名ずつ、イン
ターンが十名で五十名、来年度は十名
の予算が入ってくるわけでございま
す。金額は同じでございますが、採用
は十名になるわけでございまして、で
すから、厚生省もそういう関係で、初年
度から二年度の採用が、がたつと減つ
たのではないかな。これは私はつきり今
ませんが、大体二百五十名で各学年五
十名の問題じゃないかと思ひます。予
算が。従ひまして、二年度はやめた人
があつたりして五十七名、大体五十名
の補充できておるのじゃないかと考
えておるわけでございまして。初年度は法
務省としまして五十名とありますが、大

体各学年十名ずつ、来年度は一年生か
ら十名、そうすると採用が全部きん
と埋まりまして、本年度五十名、二年
度は十名、こうなるわけでございま
す。それで厚生省の統計の数字が、二
年度と初年度がきつめて大きな差があ
るように見えますが、同じような動き
じゃないかと考えます。法務省につ
きまして、本年度五十名、来年度十
名、その学生の数によりまして欠員の
補充状況を見まして、必要ならばまた
その人員をふやしてもらうというよう
なことも考えておりますが、何分にも
初めてのことでございまして、本年
度の実績を見て、それに即応して人員
を考えていきたいと、かように存じて
おります。

なお、われわれが特に考えますの
は、今やつとした調べでございまして
が、矯正関係の職員の子弟で、現在医
学校に入つておるのが約五十名おるわ
けでございまして。そういう人たちの方
がよく理解もしますし、また刑務関係
の職員は親子二代、三代という家庭も
相当ございまして、そういうところ
によく理解をさせまして、この制度を
通じて親子に就いてこの職に入つても
らうといふふうにも勧奨していきたい
と、かように考えております。

○高田なほ子君 全くこれはいやな仕
事ですね。何一つとも思ふことでは
ないやな所であればあるほど手を伸
べなければならぬわけですが、これ
はまだやってみなければわからないこ
とになると思ひますが、今の質問に
ちよつとこれは関連している問題で
すが、「公衆衛生修学資金の貸与を受け
た者のインターン終了後の退職状況」こ

ういのをいただきました。六十五ページでいたしております。これを見ますと、第一回のインターン修了者が三十三年度ですが、十四名ありましたが、その方はちゃんと十四名就職されておりますが、その方が、一年以内におやめになった方が四名、二年以内におやめになった方が四名、現職者が六名という数が出ております。それから第三回の場合をとると、インターンを修了した者が五十名で現職者が二十六名というふうに出ておる。やはり途中でこやおやめになってしまふ方が多いようです。それから自衛隊の方もやっぱ卒業者は昭和三十一年に二十六名あったが、現在勤めておる方が七名、昭和三十三年の今度は例をとると、七十二名の卒業者であつて、現在は三十七名、こいうことで、一応卒業をされ、あるいはインターンを修了されても、実際問題としては、この例から見ると、約半数の方きりお勤めいたことがないような状態なんです。このお勤めになる場所が、一番いやな所ですから、矯正医官はこれよりも率が下がるのじゃないかという気がいたしますがね。見通しとしては、こいうい表から、どんなふうにお考えになつておられますか。

○政府委員(大沢一郎君) 見通しは甘いかもしませんが、大体同じような、半数は確保できるだろうという考え方で進んでいるわけでございます。それで、先ほども申しましたように、給与の面につきまして特別な矯正施設の調整もございまして、特に私にいたしましては、矯正医学というものが非常に学界でも脚光を浴びて参りまして、特に青少年の犯罪問題というものが大きな社会問題になつて、それらの

者に対する精神的な解剖、あるいはまた精神異常者も多いようでございますが、これらの者に対する医学的治療というものが、大きな今矯正医学会の面では問題になつておる問題でございます。学者として実際の治療と、そしてたぐさんのデータをもつて研究するといふおもしろい面も——おもしろいといふのはわかりませんが——おもしろい面も非常にございまして、情熱を持って、非常に興味を持って仕事をやつていただけたらというふうな状況にあるのじゃないか、特に医者さんになる方は家庭的にあまり困る方はございませんで、そいうい方々が研究のおもしろみといふ点で相当魅力をお持ちになるのじゃないだろうか。そこで、われわれとしましては、矯正医学会といふものをさらに活発に運動をしていって、そして学問的な興味でこちらに來ていただく、そして他に転ずる人を少なくしよう、こいうふうに考えているわけでございます。

○高田なほ子君 青少年問題協議会ね、あそこでは青少年の対策をやることにはなつてゐるのですけれども、私もその審議委員の一人ですけれども、あまりよくないことをやつておりました。しかし、あそこに出ていらつしや各省の方々は、それぞれの権威を持った方々が各省から出ておいでになります。いまだかつて少年の、あるいはまた少年院の在院者に対する矯正問題等については、あそこであまり力説されているのを聞かないようですけれども、ああいうふうには法務省からおおいでになる方は、何か課題をひつさけておいでになるということはないのですか。今矯正医学の問題が力説された

のですけれども、むしろ、私は少年対策の中に矯正医学の問題なんかあいいところまで力説された方がいんじやないかという気がするので。先ほどからいろいろお話を伺つて、どうも理解がやはり足りない、大蔵省も理解が足りないのですが、一般の省もやはり理解が足りないような気がいたします。が、中央青少年問題協議会のあれでは、こいう問題を特に法務省あたりから提案をなさつて、審議してくれといふようなことは、機関としては言ひことができないところなんではいなか。これは法律とはずれますけれども

○政府委員(大沢一郎君) 中青協でお取り上げになつておるのは、大体各省の行政の連絡協議といふ面が相当大きいんじゃないかと、われわれも考へておるわけでございます。われわれとしましては、矯正医学、特にこいう狭い分野は、題目としましてあつて中青協の協議会では必要だといふことは言えるかもしれないが、その内容になりますと、どういふことをするのだと、これは私自身もこまかいことは、中のことになりまして、その重要性という点だけしか出てこなくて、協議の内容にはちよつとむずかしいのじゃないか、こう考えます。

○高田なほ子君 それは少し御遠慮が過ぎるのじゃないかと思ひます。あそこでは動物を持たない運動なんていうのをやりますけれども、前年度でしたか、精神児の対策について国としてめんどりの見方が少ないといふことで、あそこでもいろいろ議論がなされて、それで予算折衝の段階でこの精神

児の問題についてはかなり声が上がりました。しかし、不幸にして罪を犯し、または犯さんとする青少年に対する矯正の手段、方法、そいうものの具体的な声といふのは、まだ上がつたのを私聞いたことございせん。できればああいうところに遠慮なく問題を提起されるべきではないだろうか。そのすることによつて、せつかく五年も苦勞して出された法律が一そり光を浴びて、もつと青少年問題なんかは軌道に乗るんじゃないかと思ひます。さつき私は青少年の一つの問題として少年院に収容された者の精神状態の異常なるもの、準正常なるものといふ教をあげましたけれども、これは容易ならざる問題だらうと思ひます。とてもこの貸与法でもつて現在の少年院に収容されて

いる準正常なるものをどういふふうにして正常なものにするかといふところまでいくことはむずかしいと思ひます。しかし緊急の問題です。どうか一つこの法案を出しになつた精神から考えられて、これは余分の問題かもしれせんが、私も応援いたします。し、他の先生方にも御連絡しますから、少しその矯正医学は一つあらゆるところへ声を出したいだき、抜本的な対策がみんな考へられるように一つ努力して下さいませ。この法案とは別ですけれどもね。

○委員長(松村秀逸君) ほかにございせんか。——それではほかに御発言もなければ、本件に対する本日の質疑はこの程度にとどめたいと存じます。以上をもつて本日の審議は終了いたしました。次回は二十三日午前十時から開会する予定であります。

本日はこれをもつて散会いたします。午後零時三十二分散会

三月十日日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、でい酔犯罪者等に対する禁断処分法制定促進に関する請願(第七〇一号)(第七二二号)(第七二九号)(第七五四号)(第七八二二号)(第七八三二二号)
- 一、岡山市南方緑地帯に岡山検察庁庁舎建設反対の請願(第七〇三三号)
- 一、裁判所法附則第三項改正に関する請願(第七四五号)

第七〇一号 昭和三十六年二月二十四日受理
でい酔犯罪者等に対する禁断処分法制定促進に関する請願
請願者 東京都大田区久ヶ原町 六九五 長野栄子

紹介議員 西郷吉之助君
昭和三十五年四月によりやく発表を見るに至つた改正刑法準備案中の保安処分(第十六章)中の禁断処分はでい酔犯罪者の処罰ときより正に適切な処置であるから、すみやかにこれが制定を図られたい。またでい酔して家族に暴力的危害を及ぼす者に対しても法的に規制せられたいとの請願。

第七二二号 昭和三十六年二月二十四日受理
でい酔犯罪者等に対する禁断処分法制定促進に関する請願
請願者 東京都世田谷区経堂町 二五 早川かい

紹介議員 松野 孝一君
この請願の趣旨は、第七〇一号と同じである。

第七〇七号 昭和三十六年二月二十四日受理

でい酔犯罪者等に対する禁断処分法制
定促進に関する請願

請願者 東京都世田谷区北沢

紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第七〇一号と同じである。

第七一二号 昭和三十六年二月二十五日受理

でい酔犯罪者等に対する禁断処分法制
定促進に関する請願

請願者 東京都世田谷区太子堂

紹介議員 紅露 みつ君
この請願の趣旨は、第七〇一号と同じである。

第七二九号 昭和三十六年二月二十七日受理

でい酔犯罪者等に対する禁断処分法制
定促進に関する請願

請願者 東京都世田谷区太子堂

町三八四 桑野球作
風会世田谷支部内 桑

野千代
紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第七〇一号と同じである。

第七五四号 昭和三十六年二月二十八日受理

でい酔犯罪者等に対する禁断処分法制
定促進に関する請願

請願者 東京都新宿区百人町三

紹介議員 赤松 常子君
この請願の趣旨は、第七〇一号と同じである。

第八一二号 昭和三十六年三月二日受理

でい酔犯罪者等に対する禁断処分法制
定促進に関する請願

請願者 東京都品川区西戸越二

紹介議員 剣木 亨弘君
この請願の趣旨は、第七〇一号と同じである。

第八三三号 昭和三十六年三月二日受理

でい酔犯罪者等に対する禁断処分法制
定促進に関する請願

請願者 兵庫県明石市東仲の町

一ノ一、〇七六ノ三
湊一女
紹介議員 松浦 清一君
この請願の趣旨は、第七〇一号と同じである。

第七〇三三号 昭和三十六年二月二十四日受理

岡山市南方緑地帯に岡山検察庁庁舎建
設反対の請願

請願者 岡山市南方岡山市南方

小学校内 荒島莊平外
四名
紹介議員 近藤 鶴代君 加藤 武徳君

本請願は、前国会にもこれを提出して
遺憾ながら審査未了となつたのである
が、委員会審議の際の検察庁経理部長
の説明はあまりにも一方的にこじつけ

であると言わざるを得ない。この庁舎
建設は、(一)市民の福祉を無視した非
常識なものであること、(二)都市計画
本来の目的を無視した無謀なものであ
ること、(三)文教への影響を無視して
いること等の理由により断じて認容で
きないものであるから、実施検証等に
より十分に審査せられたいとの請願。

第七四五号 昭和三十六年二月二十七日受理

裁判所法附則第三項改正に関する請願
請願者 福岡市大字田島別府ア
パート一、七十六号
菊地正輝外二十四名

紹介議員 高田なほ子君

裁判所に勤務する代行書記官、代行調
査官、代行速記官は、日常書記官、調
査官、速記官となんら異なることのな
い同一質量の業務に従事し、かつその
責任も同一であることを規定されてい
るにもかかわらず、給与、身分上の差
別待遇は著しく、また拡大している実
情であるから、裁判所法附則第三項が
規定している代行書記官、同調査官、
同速記官制度を廃止して、書記官、調
査官、速記官に切り替えられたいとの
請願。

三月十四日本委員会に左の案件を付託
された。

一、矯正医官修学資金貸与法案(予
備審査のための付託は二月二十三
日)

第六号中正誤

ベシ段 行 誤		正
一 終り	三 当所	当局
二 終り	七 しらない	しない
三 終り	六 はて、	では、
四 終り	二 過程	決定
五 終り	六 横川判裁長	横川裁判長
六 終り	二 ようなとい	ようなこと
七 終り	二 うこと	
八 終り	六 心況	心境

昭和三十六年三月二十三日印刷

昭和三十六年三月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局